

令和2年分 (沖縄県)

鉱泉地の評価

鉱泉地の価額は、原則として、その鉱泉地の固定資産税評価額に、次の割合を乗じた金額により評価します。

その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地の課税時期における価額

その鉱泉地の鉱泉を利用する宅地のその鉱泉地の固定資産税
評価額の評定の基準となった日における価額